

半田市特別融資制度推進会議設置要領

第1 目的

この要領は、半田市における次に掲げる農業関係資金の適正かつ円滑な融資・保証審査等の運営を図るために、特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、その運営等に必要な事項を定めることとする。

（対象とする資金）

- ① 農業経営基盤強化資金
- ② 農業経営改善促進資金
- ③ 認定新規就農者、認定農業者（認定農業者である法人の構成員又はその構成員になろうとする者を含む。）又は次のいずれかである場合に係る農業近代化資金
 - ア 経営開始後決算を2期終えていない農業参入法人
 - イ 集落営農組織が法人化するときの当該法人の構成員
 - ウ 貸付対象者の要件を満たす集落営農組織
- ④ 青年等就農資金
- ⑤ 認定新規就農者又は次のいずれかである場合に係る経営体育成強化資金
 - ア 経営開始後決算を2期終えていない農業参入法人
 - イ 集落営農組織が法人化するときの当該法人の構成員
 - ウ 貸付対象者の要件を満たす集落営農組織
- ⑥ 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設－農業施設）
- ⑦ スーパーW 資金（アグリビジネスの強化を推進するための金融措置（平成 18 年 3 月 31 付け 17 経営第 7210 号農林水産事務次官依命通知）第 2 に規定する「スーパーW 資金」をいう。）
- ⑧ その他推進会議が必要と認める農業制度資金

第2 協議等事項

推進会議は次の事項について協議等を行う。

- （1）対象とする資金の貸付けに係る計画等の認定に関する事。
- （2）貸付対象者に対する指導・助言等に関する事。
- （3）その他資金の貸付けの認定等に当たって必要な事項に関する事。

第3 構成

推進会議は、次に掲げる機関・団体を構成機関とし、構成員はそれぞれの機関・団体の長が指名した実質的な審査を担当する者とする。

(行政機関)

- ① 半田市
- ② 愛知県知多農林水産事務所
- ③ 半田市農業委員会

(融資機関・保証機関)

- ④ あいち知多農業協同組合
- ⑤ 愛知県信用農業協同組合連合会
- ⑥ 株式会社日本政策金融公庫名古屋支店
- ⑦ 愛知県農業信用基金協会
- ⑧ その他民間融資機関

(その他)

- ⑨ 税理士その他推進会議が必要と認めるもの

第4 運営等

- (1) 推進会議に会長を置く。
- (2) 会長は、半田市長をもってこれに充てる。
- (3) 会長は、必要に応じて推進会議を招集し、会議を主宰する。
- (4) 推進会議の事務局は、半田市が担当する。
- (5) 本制度の効率的な実施のため、推進会議は、第2の協議等に当たっては、原則として、アの方法によるものとし、イの方法により審議を行うのは、慎重な審議が必要な場合に限ることとする。

ア 推進会議が、対象とする資金の貸付の認定等に関する事務を融資機関（借入申込案件が愛知県農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び愛知県農業信用基金協会。以下同じ。）に委任することとする。

イ 次に掲げる方法

- (ア) 事務局は、融資機関への文書持回り方式により処理を行う。
- (イ) 事務局は、構成機関のうち、直接関係を有する関係機関（以下「関係機関」という。）への文書協議により、審査することとする。
- (ウ) 推進会議が、会議方式により、借入希望者の営農計画に関する審査を行うのは、地方農業振興の観点から助成地方公共団体が要請を行った場合又は青年等の就農促進の観点から構成機関が農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「経営改善基本要綱」という。）第3の1の(2)の指導農業士（これに類するものを含む。）等による意見書及び第3の1の(5)の都道府県による確認書又は第3の1の(5)の都道府県による意見書（以下単に「意

見書」という。)の内容について特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合若しくは意見書が付されなかった場合に限る。会議においては、融資審査を行った融資機関が経営改善資金計画書等のうち営農計画に関する事項の説明を行うことにより、速やかな事務処理に努める。また、会議には借入希望者も出席させることができるが、説明を求める際には過大な負担感が抱かれることのないよう十分配慮すること。

なお、会議の開催に当たって、事務局は、審査の合理化を図るため、関係機関と調整して、同一日に複数地域の会議を行うなど、効率的に開催する。

(6) (5)の「慎重な審議が必要な場合」とは、次のア及びイに掲げる場合をいう。

- ア 必要とする借入額が3億円(法人にあっては10億円)を超える場合(ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。)
 - (ア) 災害復旧等迅速な資金の貸付けが必要と認められる場合
 - (イ) 特別融資制度推進会議設置要綱(平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知。以下「設置要綱」という。)第3の4の(1)のイに規定する場合
 - (ウ) 設置要綱第3の4の(1)のウに規定する場合
- イ 認定新規就農者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。)を対象とする資金の貸付けであっては、次に掲げる場合
 - (ア) 必要とする青年等就農資金(青年等就農資金基本要綱(平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知)第3に定める資金をいう。)の借入額が3,700万円を超える場合
 - (イ) 経営改善基本要綱第3の1の(2)の指導農業士等による意見書及び第3の1の(5)の愛知県による確認書又は第3の1の(5)の愛知県の意見書(以下「意見書」という。)が付されなかった場合又は付された意見書の内容が計画達成の見込みに疑義があると認めるものである場合
- ウ 促進資金において、農業経営改善促進資金融通事業実施要綱(平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知)で定められた極度額等の上限を超える場合

(7) 資金の貸付けに係る計画等の審査結果については、次により報告を行う。

- ア (5)のアにより委任を受けた融資機関が認定等を行った場合には、当該融資機関は、窓口機関を通じて推進会議事務局に対し、速やかに、認定等を行った借入希望者の氏名、住所、農業経営改善関係資金融資審査等総括表等に認定年月日を添えて報告する。
- イ (5)のイにより審査した場合、推進会議事務局は農業経営改善関係資金融資審査等

総括表等に認定日を添え、申請のあった融資機関及び関係機関に通知する。

(8) (7) のアの報告を受けた推進会議事務局は次により、速やかに、通知するものとする。

ア 助成地方公共団体 助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項

イ その他の機関 推進会議が特に営農技術指導が必要であると認めた場合における当該営農技術指導を行う上で必要な事項

(9) 半田市以外の市町村を含んだ広域認定（基盤強化法第13条の2の規定に基づき、都道府県の知事又は農林水産大臣が行う農業経営改善計画の認定をいう。）の内容に関する協議等については、設置要綱第3の7の方針を基に、関係市町村（農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）第5の4（1）の①に規定する関係市町村をいう。）と調整を行い、広域認定に係る農業者への円滑な融資に努めるものとする。

(10) 推進会議は、必要に応じて現地調査等を実施することができる。

第5 その他

(1) この要領に定めるもののほか、推進会議の運営等について必要な事項は、別途推進会議が定めるものとする。

(2) 推進会議の各構成機関（機関の役職員を含む）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、審査に関して知り得た借入希望者の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要領において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続きについては、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする（具体的には、経営改善基本要綱等に定める「個人情報の取扱いに関する同意書」における借入希望者の同意内容を遵守し、同意を得ていない「提供先」へ情報を提供することがないように留意する。）。

附 則

この要領は、平成6年9月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年2月23日から施行とし、平成29年10月17日から適用とする。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月18日から施行とし、令和5年3月31日から適用とする。